

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、非営利組織である ISACA (以下、「国際本部」という)の一支部であり、ISACA大阪支部(以下、「支部」という)と称する。英文では、ISACA Osaka Chapterと表記する。

本会は、国際本部への所属を除き、その他の協会、企業または団体から独立した組織である。

第2条 (事務所所在地)

支部の事務所は、理事会において定める。事務所を移転する場合には、理事会の決議を経なければならない。

第3条 (目的)

支部は、情報システムの監査、コントロールおよびセキュリティに関する会員の能力の開発と教育を主たる目的とし、次の事業を行う。

- 1) 情報システムの監査、コントロールおよびセキュリティに関する知識と能力を高めるため、会員の教育を行う。
- 2) 情報システムの監査、コントロールおよびセキュリティに関する現状と展望についての調査研究を行う。
- 3) 情報システムの監査、コントロールおよびセキュリティの分野における有用な情報を会員に提供すると共に、会員相互の親睦を深める。
- 4) 経営者および情報システムの関係者等に、情報システムに対するコントロールを確立することの必要性を広報する。
- 5) 国際本部の専門資格およびITガバナンスを推進する。
- 6) その他、支部の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員の権利と義務

第4条 (入会の資格)

支部会員となるためには、国際本部の会員であることを要する。したがって、支部への入会時には国際本部にも入会し、入会に伴う権利を取得し、義務を負う。

- 1) 会員
国際本部が定めた規定を条件として、第3条で定めた支部の目的および事業に関心のある者は、支部の会員となる資格を有する。会員は、本定款で定めた事項についての議決権および支部の執行機関の役員に就任する権利を有する。
- 2) 退職者会員
国際本部が定めた規定に基づいて退職の証拠を提示した会員は、退職者会員となる資格を有する。退職者会員は、前項1)で規定した権利を有する。
- 3) 学生会員
国際本部が定めた規定を条件として、認可を受けた大学の学位取得課程に在学する全日制の学生は、学生会員となる資格を有する。学生会員は、在学証明を年に1度提出するものとする。学生会員は、前項1)で規定した権利を有する。

第5条 (入会の確定)

- 1) 入会希望者は、以下の条件に従う。
第4条に定める入会条件を満たす。
国際本部の職業倫理規定に従う。
- 2) 以下の入会手続きを行う。
国際本部および支部の所定の入会申込書類に記入し申請する。
国際本部および支部に入会費および当該年度の会費を支払う。
これらの手続きが完了し、国際本部が当該年度の会費の受領を確認した時点で会員資格を与える。

第6条 (年次総会)

- 1) 年次総会は、30名以上の会員の出席をもって成立する。定足数に満たない場合は、年次総会は延期され、再度2週間以内に開催される。新しい開催日時はメンバーに通知される。
- 2) 年次総会は、毎会計年度の終了後6ヶ月以内に開催しなければならない。年次総会の開催日時および場所は理事会で決定する。
- 3) 理事会は、全会員に対し、年次総会実施日の少なくとも15日前までに、文書(電子メールも含む、以下同様)により、開催日時、場所、議題について通知する。
- 4) 年次総会の議長は会長をもってこれにあてる。会長に事故あるときは、理事会で定めた順位に従って議長となる。
- 5) 年次総会では原則として次のことを行う。

第6章の規定により、新たに選任された新年度の理事の紹介
当該年度の理事会および支部全体の活動報告
新年度の活動方針
その他、会員の要望事項の聴取等必要とされる事項

6) 総会における決議は、国際本部の定款に特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数による。

第7条 (臨時総会)

臨時総会は、理事会の決議、会長の要請または30名以上の会員の要求がある場合に開催する。
臨時総会は、30名以上の会員の出席をもって成立する。定足数に満たない場合は、総会は延期され、再度2週間以内に開催される。新しい開催日時はメンバーに通知される。

第8条 (退会)

会員の退会は、何時でもこれを行うことができる。退会希望者は、国際本部と支部の双方に退会の手続きを行わなければならない。国際本部からの退会が確定した時点で支部からの退会が確定する。ただし、納入した会費は返却しない。

第3章 会計

第9条 (会計年度)

- 1) 支部の会計は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。ただし理事会により特別の決定が行われた場合には、これに従う。
- 2) 理事会は、年次会計報告を準備し、理事会でこれを承認の上、年次総会で会員への報告を行い、年次報告書の一部としてこれを国際本部へ提出する責任がある。

第10条 (会費)

支部の会費は、年額とし翌年度の額は理事会において決定する。

- 1) 会員は、翌年度の支部会費および本部会費を年度の開始日(1月1日)までに支払うものとする。
- 2) 前項1)で定めた期日から国際本部が定めた期限を超えて会費を滞納した場合は、会員資格を失う。

第4章 理事会

第11条 (定員)

支部は、5名以上30名以下の理事を選出する。

第12条 (選任)

理事は、第6章の手続によって選任される。

第13条 (任期)

理事の任期は、選任後最初の年次総会終了時から、次の年次総会終了時までの1年間とする。ただし、後任の選定が確定しない場合はこの限りでない。

第14条 (理事会の職務と義務)

- 1) 理事会は、支部活動の意思決定と執行する唯一の機関である。定款の定めに従うものの他、支部の運営に関する以下の重要な事項の審議、決議を行いそれに従い執行する。

【重要な事項】

年度方針・予算
支部の業務(委託契約、総会報告、事務員の採用、支部の清算等)
メンバーシップに対する提言
メンバーシップからの要請対応
その他重要な事項

- 2) 理事会は、必要ある場合、法人の設立を所轄官庁に申請することができる。

第15条 (理事会の開催)

- 1) 理事会は、原則として、3ヶ月ごとに開催する。
- 2) 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3) 理事会の決議は、特別の定めがある場合を除き出席者の多数決または、電子的手段による場合は構成員の多数決による。賛否同数の場合は、議長が決定する。
- 4) 会長は理事会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が議長となる。副会長に事故あるときは、事務局長が議長となる。事務局長に事故あるときは理事会の協議によって議長を選任する。

- 5) 理事会の開催通知は、開催日の10日前までに文書で行わなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- 6) 臨時の理事会は、会長または3人以上の理事の要請がある場合に開催する。
- 7) 理事会への参加および議決権の行使は、他の理事に委任することができる。
- 8) 会長が適切と認めた場合には、書面または電子的手段による理事会を行うことができる。

第5章 常務理事等

第16条 (常務理事等の構成)

- 1) 常務理事等は、会長、副会長、事務局長、経理局長および常務理事によって構成される。
- 2) 常務理事等は、第6章の手続によって選任される。
- 3) なお、一般に理事という場合は、常務理事等およびその他の理事を指すこととする。

第17条 (会長)

会長は、以下の事項を担当する。

- 1) 年次総会、臨時総会および理事会の議長
- 2) リーダーシップ会議等の本部が主催し、支部の代表が参加する会議への出席およびその他の会議への支部代表としての参加
- 3) 年次総会における会員への年次活動報告および新年度の活動方針の発表
- 4) 国際本部との連携および国際本部からの照会対応
- 5) 本部に対する年次報告書の提出
- 6) 予算に関する事項および財務の適切な内部統制の監督
- 7) その他会長として行うべき事項または理事会より委任された事項

第18条 (副会長)

副会長は、若干名おくこととし、会長を補佐して主として、渉外および各常務理事の統括を行うとともに、会長に事故あるときは、その職務を代行する。副会長の中での代行順位は、理事会で決定するものとする。

第19条 (事務局長)

- 1) 事務局長は、支部の内部事務に責任をもち、経理局長および常務理事の業務の調整を行う。
- 2) 事務局長は、支部の出版物、その他文書の所管および事務局について責任を負う。
- 3) 事務局長は、会員名簿の整理を行い、年次総会等の通知を行い、および各会議の議事録の整備を行わなければならない。

第20条 (経理局長)

- 1) 経理局長は、財務および予算に関して責任を負う。
- 2) 経理局長は、会計年度の開始の前までに、理事会へ次年度の予算案を提出し承認を求めなければならない。
- 3) 経理局長は、理事会に対し計算書類を作成し提出しなければならない。

第21条 (常務理事)

常務理事は、以下の会務を分掌する。ただし、会長、副会長、事務局長および経理局長がこれらの会務を分掌することを妨げない。

- 1) メンバーシップに関わる事項
- 2) 会員の教育に関わる事項
- 3) C I S Aに関わる事項
- 4) C I S Mに関わる事項
- 5) C G E I Tに関わる事項
- 6) 広報・出版に関わる事項
- 7) 調査研究に関わる事項
- 8) 法務に関わる事項
- 9) ITガバナンスに関わる事項

第6章 理事の選任と解任

第22条 (選任)

- 1) 理事は、支部会員のなかから支部会員全員の投票によって選任される。投票は、推薦委員会から推薦された者に対する信任の形をもって行われる。理事に指名される者は会員でなければならない。

2) 会長は、連続3年を超えて、他の常務理事等は、連続6年を超えて同一職務に再任されることはない。

第23条 (手続)

- 1) 有効な選挙人は、選挙委員会が指定した期日(例えば3月末)現在において、国際本部に登録されている会員の中で年会費の払込みが完了している者とする。(年会費払込みの判断は、国際本部データベースの有効期日が12月31日となっているか否かによる。)
- 2) 投票は郵送等によって行い、年次総会の開催日の20日前までに、事務局に到着したものを有効とする。
- 3) 有効投票数の2分の1以上の信任を得た者を理事として選任する。
- 4) 投票の結果は原則として、年次総会において発表される。

第24条 (会長経験者の理事就任)

前会長と前々会長の2名は、上記24条の定めに関わらず理事となる。ただし、常務理事等の責任を持つものではない。なお、欠員が生じた場合には、会長が元会長の中から選任するものとする。

第25条 (解任)

- 1) 理事が支部会員資格を喪失した場合は、直ちにその地位を喪失する。
- 2) 理事の解任は、事前の総会で書面によって提示されるか、解任が検討される総会の少なくとも10日前までに全支部会員に対して内容が通知された後、総会出席者の3分2以上の賛成をもって承認されるものとする。

第26条 (後任)

理事に欠員が生じた場合は、前任者の残余の期間について、理事会の決議を得て、会員の中から後任を任命することができる。

第7章 委員会

第27条 (委員会)

理事会とは別に次の委員会を設置する。

- 1) 推薦委員会
- 2) 選挙委員会
- 3) 監査委員会

第28条 (委員会の活動)

- 1) 委員会は、設置された目的に従って活動を行い、理事会に答申を行う。
- 2) 委員会の決定は、出席者の多数決によって行う。
- 3) 答申書は、理事会の承認を経て公表される。

第29条 (推薦委員会)

- 1) 推薦委員会は、理事会の同意を得て、会長より任命された理事以外の会員2名、会長、前会長、元会長の中から1名の5名により構成される。
- 2) 議長は、推薦委員会の互選により選出される。
- 3) 推薦委員会は、選挙が行われる前に理事会に対して理事の候補者を決定し、報告する。
- 4) 理事から理事候補者の推薦があればこれを推薦委員会で検討する。

第30条 (選挙委員会)

- 1) 選挙委員会は、理事会により選任された3名の会員によって構成される。
- 2) 選挙委員会は、選挙事務を統括し、投票結果の確認を行い、その結果を理事会および年次総会で報告を行う。

第31条 (監査委員会)

- 1) 監査委員会は、理事以外の会員より選任された2名以上で構成される。
- 2) 監査委員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3) 監査委員会は、支部の会計監査を行い、その結果を理事会に対して報告しなければならない。

第32条 (その他の委員会)

会長は、理事会の承認を得て、特定の目的の為の委員会を設置することができる。

第8章 定款の改廃

第33条 (定款の改廃の提案者)

会長は、20名以上の会員の要求、10名以上の理事の要求、または法務担当常務理事の答申により定款の改廃を理事会に提案することができる。

第34条（改廃の手續）

- 1) 定款変更を国際本部に申請するに当たり、支部の理事会において変更内容の承認をする。
- 2) 理事会は、理事会の審議に先立ち、国際本部のメンバーシップ担当に改定箇所(英文)を通知して、メンバーシップボードの承認を得なければならない。
- 3) 事務局長は、国際本部の承認を得た後、定款の改廃について、次に行われる理事会の20日前までに各理事に対し文書(又は電子メール)でその旨の通知を行わなければならない。
- 4) 次の理事会において、構成員の3分の2以上の賛成によって定款変更が承認されるものとする。更に、支部会員に対しては、変更内容が事前の総会で書面によって提示されるか、変更が検討される総会の少なくとも10日前までに全支部会員に対して変更内容が通知され、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって承認されるものとする。
- 5) 会長は、定款変更が理事会において承認されたこと並びに総会において承認されたことを国際本部に通知する。また、承認済みの定款のコピー(英文)を国際本部に提出する。
- 6) 理事会は、定款に照らして支部業務を定期的(原則年1回)にレビューする。支部は、定款が国際本部の定款および国内で要求される条件を遵守しているか確認しなければならない。

第35条（解散）

支部の解散が避けられない事態が生じた場合、この定款は支部会員の3分の2の賛成を得て、各会員に通知した10日後に廃止される。解散となった場合支部は解散の理由を示して国際本部のCEOに書面で通知するとともに、支部設立許可証および支部または国際本部の文書を国際本部に返却しなければならない。また、全ての純資産は、国際本部の会長およびCEOの承認の下で各国の法令に従い、選定されたその他の支部もしくは大阪支部の会員が指名した教育福祉関連事業に分配されなければならない。

第36条（議事規則）

「Roberts Rules of Order Newly Revised」の最新版に記載された規則が、定款および支部が承認した特別な規則と矛盾しない場合、支部は、それらが適用できるあらゆるケースにおいて同書最新版の規則に従うものとする。

第37条（免責）

支部は、すべての理事、役員、元理事、元役員、または支部の要請あるいは支部により選ばれて他の組織の理事や役員として従事した人(以下、関係者という)に、必要に応じて実際に負担した費用を支払うものとする。

ここにおける費用とは、関係者が、支部や他の組織に属する理事、役員であるか、またはかつてそれらの任にあったことにより生じた訴訟や法的措置の弁護や和解をすることに関して発生した費用をいう。

ただし、これらの訴訟や法的措置については、関係者が義務の履行において、故意の不履行により責任があると判定された場合や、責任の所在について明記された合意に基づいて和解した場合には、これを補償対象から除くこととする。

定款、支部での合意事項、メンバーによる投票、利害関係のない理事あるいは公的な立場からの責務などに基づいて補償を求めるものの権利は、上述の条項により排除されることはない。

附則

1. (効力)

この定款は、2012年4月13日から効力を発する。

- 1) 1986年 5月27日作成 - 成立
- 2) 1989年 6月24日改定 - 承認
- 3) 1995年 6月17日改定 - 承認
- 4) 1996年10月30日改定 - 承認
- 5) 2004年 6月26日改定 - 承認
- 6) 2009年11月 7日改定 - 承認
- 7) 2012年 4月13日改定 - 承認

2. (文書または書面)

本定款における「文書」または「書面」には、すべて電子メール等の電子的手段を含むものとする。

以 上